

暮らしの
アドバイス
相談

深谷市子どもの虐待防止ホットライン（市役所家庭児童相談室内）
虐待が疑われる子どもを見つけた場合は、ホットライン（574 - 3000）へご連絡ください。
L・フォルテ子育て支援軽運動室開放
子育て中のかた、お子さんを一緒に遊ばせたり、情報交換をしたりしませんか？
とき 毎週水曜日午後1時～4時 ところ L・フォルテ軽運動室 対象 未就学児とその保護者
問い合わせ L・フォルテ（573 - 4761・火曜日休館）へ

いじめ対策緊急事業「保護者相談電話」（市役所秘書室内）
開設期間 3月30日 まで 問い合わせ 保護者相談電話（フリーダイヤル 0120 - 97 - 0207）へ
受け付け 月～金曜日（ただし、祝日を除く）＝午前9時～正午・午後1時～4時30分

各種無料相談

相談名	内容	とき	ところ	問い合わせ
教育	子どもの非行や不登校、いじめなど、学校生活上の悩み	電話相談・来所相談ともに毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午・午後1時～4時30分 ファックス・Eメールは24時間受け付け フリーダイヤル・☎0120・4・78374 ①e-net@city.fukaya.saitama.jp	教育庁舎内教育研究所	学校教育課 （教育研究所） 572 - 9456
家庭・児童・母子	家庭、育児、不登校などの相談	毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時	市役所家庭児童相談室	児童課 574 - 6646
行政相談	行政に関する苦情など	3月7日、4月4日 午前9時～正午	市役所北別館市民相談室	くらしいきいき課 574 - 6633
		3月15日、4月19日 午後1時30分～4時	岡部総合支所会議室	岡部市民環境課 585 - 2213
		3月14日、4月11日 午前9時～正午	川本総合支所会議室	川本市民環境課 583 - 2783
		3月6日、4月3日 午後1時30分～4時	花園総合支所会議室	花園市民環境課 584 - 1122
法律相談	相続、離婚、金銭貸借、商取引などの法律に関する事	毎週火曜日（祝日を除く）午後1時30分～4時 予約制（電話で受け付け） 定員各日10人 担当＝弁護士	相談を希望される場合は、 担当課までご連絡ください	くらしいきいき課 574 - 6633
		4月5日 午後1時30分～4時	岡部総合支所会議室	岡部市民環境課 585 - 2213
		3月16日 午後1時30分～4時	川本総合支所会議室	川本市民環境課 583 - 2783
		4月20日 午後1時30分～4時	花園総合支所会議室	花園市民環境課 584 - 1122
市民相談	市民生活全般	毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前9時30分～正午・午後1時～4時30分 担当＝市民相談員	市役所北別館市民相談室	くらしいきいき課 574 - 6633
消費生活	商品契約に関する苦情など	毎週水・金曜日（祝日を除く） 午前10時～正午・午後1時～4時 担当＝消費生活相談員	相談を希望される場合は、 担当課までご連絡ください	くらしいきいき課 574 - 6633
悪質商法 110番	悪質商法に関する相談および クーリングオフの仕方など	毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午・午後1時～4時30分 担当＝くらしいきいき課職員	電話により随時受け付け	くらしいきいき課 574 - 8527
税務	税理士による税一般に関する 相談	3月20日 午前10時～午後4時 担当＝税理士会会員	市役所西別館302会議室	市民税課 574 - 6637
人権	生活全般で感じた人権上の 困りごとや悩みの相談	3月12日 午前10時～正午・午後1時～3時	市役所西別館201会議室	人権政策課 574 - 6643
			岡部総合支所1階会議室	岡部総務課 585 - 2211
			川本総合支所1階相談室	川本総務課 583 - 2781
			花園総合支所203会議室	花園総務課 584 - 1121
L・フォルテ 相談室	心や体、DVの悩みなど	3月17日 午前11時～午後3時 予約制	L・フォルテ2階研修室B	L・フォルテ 573 - 4761
内職・就職・求人	・内職に関する仕事の紹介 ・就職に関する相談 ・求人情報の提供	毎週月・木曜日＝午前10時～正午・午後1時～3時 （いずれも祝日を除く）内職・就職は予約制	産業会館3階商工振興課隣の 会議室	商工振興課 574 - 6650
結婚	結婚に関する相談、紹介など	3月18日、4月5日 午後1時～3時	深谷コミュニティセンター	社会福祉協議会 573 - 6563

相談名	内容	検査	とき	ところ	問い合わせ
エイズ相談・ エイズ検査	エイズなどに関する相談と血液検査 予約制 原則無料・匿名可 即日検査は採血後60分で結果が分 かります 通常検査ではB・C型肝炎、梅毒検 査も受検可（無料）	エイズ即日検査	4月5日 午後1時～3時	熊谷保健所	熊谷保健所 523 - 2811
		エイズ検査（夜間）	4月5日 午後5時30分～6時30分		
		通常検査	3月27日 午前10時～11時 午後5時30分～6時30分		
精神保健福祉相談	精神科医師による精神保健福祉に 関する相談 予約制		3月13日 午後1時～2時	熊谷保健所	熊谷保健所 523 - 2811
県民法律相談	弁護士による法律相談 予約制		毎月第1・第3水曜日 午後1時～4時	県北部地域創造センター （県地方庁舎1階）	県北部地域創造センター 522 - 6506
県民相談・ 交通事故相談	家庭の困りごとや交通事故相談		毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	県北部地域創造センター （県地方庁舎1階）	県北部地域創造センター 522 - 6506（県民相談） 521 - 7300（交通事故相談）

いじめについて
岡部西小学校5年
なるみかこ
鳴海佳子さん

道徳の時間、「わたしのいもうと」を勉
強した時、わたしは、かわいそうだな、と
思いました。いもうとは、明るい子だっ
けれど、いじめられて学校に行けなくなり
死んでしまつたというお話でした。その話を
聞いて、わたしは前の学校のころを思い出
しました。

前の学校のわたしの友達がいじめられて
いじめられていたのです。Aさんが、だ
れかに少し当たると、その子は、
「きたない」
と行って友だちにうつつけて遊んでいま
した。うつつけられた子は、うつつけ返して
くれました。Aさんは何もいわないで、つ
くえにじつとすわつていました。それを見て
わたしはうつしてうつつていふことをするの
かな、ととてもかわいそうでした。男の子
たちも、Aさんにうつつていた所を見
たことがあります。でもAさんは一回も
ないたことがありません。なかよしの友だ
ちと遊んでいました。Aさんは、先生に
も言つて、すぐ、その子たちを、注意を
しに行きました。でもなおらなくて、じつ
もそのくり返しをしていました。わたしは
すごいな、よくがまんしてると、思いま
した。だから、このお話しのようなこと
も、かわいじめ、かわいそうないじめのこ
とは、大人になつてもげつたいにわすれな
いと思ひました。

わたしは、本当のことを言つて、転校
して来るまで、前の学校で少しだけ、転校
したいな、と思つていました。そのわけは
わたしもほんの少し男の子にいじめられた
ことがあるからです。わたしのことを走り
が速いからとチーターやありえないへんな
人間など、勝手にへんな名前をつけてまる
でわたしをからかって遊ぶような感じだつ
たからです。

この西小学校に来てまた言われるのか
な、とわたしはしんばいしてました。で
も、みんなやさしくて、だれもわたしの悪
口を言つていなくて、本当に安心しまし
た。はじめに、声をかけてくれたのはお
りちゃんでした。わたしはうれしかった
です。一番初めに遊んだのはかえでちゃん
でした。一週間くらいたつてから、クラスの友
だちにだんだん慣れてきました。一ヶ月た
た今では、みんなと楽しく遊んで、自分
から話かけられるようになりました。

わたしは、いつもいつも、いじめつてこ
わいなつて思つています。このお話のいもう
との気もちも、とてもよく分かります。わ
たしはいじめられてきつたこともあるけ
れど、死んでしまわなくてよかつたな、と
思ひました。

わたしは「これから、へんなことを言われ
ないよう、自分でも、気をつけたいと思
います。もし言われたら、きちんと言
返せるようにしたいです。」

親切は 閉ざした心を 開く鍵
立ちどまり 見ぬふりよりも 声かけて
思いやる みんなの心に 金メダル

かしまみさと
鹿島美里さん
かみおけいた
神尾啓太さん
みひろゆうと
三村勇斗さん

だんだん徐々に 男女共同参画 平成19年4月1日から 男女雇用機会均等法が変わります！

職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境の整備のために、男女雇用機会均等法が改正されます。

<改正のポイント>

- 性別による差別禁止の範囲の拡大
 - 男性に対する差別も禁止されます
 - 間接差別が禁止されます
 （例えば、外見上中立的な要件でも、女性を採用しなくて済むよう、女性が満たしにくい要件を課すなど）



妊娠・出産などを理由とする不利益取り扱いの禁止
妊娠・出産・産前産後休業を取得したことを理由とする解雇に加え、その他不利益取り扱いも禁止されます
（不利益取り扱いの例…解雇、雇止め、退職・契約内容の変更の強要、減給、不利益な配置転換など）

セクシュアルハラスメント対策
男性に対するセクシュアルハラスメントも対象となり、事業主は、男性に対するセクシュアルハラスメントも含めて、職場での対策を講じることが義務となります
このほか、「母性健康管理措置」、「ポジティブ・アクションの推進」、「過料の創設」もあります。

改正の詳しい内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/）でもご覧いただけます

男女共同参画に関するお問い合わせは、L・フォルテ（人権政策課男女共同参画係・573 - 4761・火曜日休館）へ